

特定非営利活動法人日本小児循環器学会保険診療・臨床試験委員会規則

(委員会の設置)

第1条 定款施行細則第11条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下「本会」と呼ぶ）の運営のため、本会保険診療・臨床試験委員会（以下「保険診療・臨床試験委員会」と呼ぶ）を置く。

(目的)

第2条 小児循環器領域における保険診療および臨床試験に関して、必要に応じて関連学会と連携協同して心臓病の患者家族への医療福祉が充実できるように検討し理事会に提言する。

(構成と定員)

第3条 保険診療・臨床試験委員会の構成は、理事長が指名した委員長以下、委員長が選任しで理事会で承認された委員からなる。

2. 保険診療・臨床試験委員会の定員は10～15名程度とし、そのうち複数名からなる副委員長を置く。
3. 保険診療・臨床試験委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. 保険診療・臨床試験委員会は第8条の業務のため、小委員会として薬事委員会、医療材料・機器委員会、臨床試験委員会、内科系学会社会保険連合（内保連）担当、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）担当など必要な各部門と各担当委員を置く。また、必要に応じて部門を増設し、担当委員を置くことができる。
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 任期は、新理事会発足の年8月1日から2年後の7月31日とする。
3. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。
4. 庶務委員会の各部門は保険・臨床試験委員会がその任務を終えたと判断した場合は廃止する。

(選任方法)

第5条 委員は会員のうちから理事会において選任する。

2. 委員長は理事長により指名される。
3. 副委員長は委員の互選によって定めることもできる。

(解任)

第6条 委員の解任は理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第7条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第8条 保険診療・臨床試験委員会の業務は保険診療、薬事、医療材料・機器、治験を含む臨床試験、内保連・外保連等の外部機関との渉外、その他、日本小児循環器学会の保険診療および臨床試験に関わる事項である。

(運営)

第9条 保険診療・臨床試験委員会は保険診療・臨床試験委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 保険診療・臨床試験委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 保険診療・臨床試験委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、委員の2分の1以上の同意を得た場合に限り、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
5. 会議の議事については、議事録を作成する。
6. 各小委員会は必要に応じて部門ごとに開催し、議事録を作成し保険診療・臨床試験委員会に提出する。

(事務局)

第10条 保険診療・臨床試験委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

(改正)

第11条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、保険診療・臨床試験委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成27年9月27日から施行する。